

事 務 連 絡
平成20年8月1日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課長補佐（企画担当）
補償課長補佐（業務担当）
職業病認定対策室長補佐

石綿ばく露作業に係る労災認定者の死亡年統計に関する作業について

標記については、平成20年6月27日付け事務連絡記の3により、準備について指示しているとおりでありますが、別途「死亡年作業用リスト」を送付するので、別紙「石綿による疾病の「死亡年作業用リスト」の入力・精査に係る作業実施要領」に基づき所要の作業を実施の上、その結果を平成20年9月19日（金）までに本省に報告されたい。

なお、石綿ばく露作業に係る労災認定者の死亡年統計については、公表を行う予定であるが、現時点において、公表の方法、期日については未定であるので、詳細が確定次第、各局に連絡することとしている。

石綿による疾病の「死亡年作業用リスト」の入力・精査に係る作業実施要領

1 作業目的

平成 17 年度から平成 19 年度の間に石綿関連疾患（石綿による肺がん及び中皮腫に限る。）により労災保険給付に係る支給決定を受けた者（以下「認定者」という。）について、平成 20 年 3 月末日時点における、「遺族補償給付」の請求及び決定の状況、当該者にかかる死亡年月日・疾病等の状況を精査・確定すること。

2 死亡年作業用リスト等

(1) 概要

送信する「リスト」（エクセルファイル）は、下記ア及びイにより、まとめたものである。

ア 平成 17 年度から平成 18 年度における認定者については、平成 20 年 3 月 28 日及び 6 月 12 日に公表した「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」を作成する際、各局が精査し、確定した「認定者別リスト」に処理経過簿の死亡年月日、生年月日等の情報を追記(*)したもの。

イ 平成 19 年度の認定者については、平成 19 年度「石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況」の統計情報を確定する際、各局が精査した「統計確認リスト」（「労災法」）から、認定者を抽出し、処理経過簿の死亡年月日、生年月日等の情報を追記(*)したもの。

(*) 平成 17 年度の認定者については、平成 17 年度末時点の処理経過簿の情報を、平成 18 年度の認定者については、平成 18 年度末時点の処理経過簿の情報を、平成 19 年度の認定者については、平成 19 年度末時点の処理経過簿の情報を参照して、死亡年月日、生年月日等の情報を追記している。

(2) 作業事項

調査復命書・死亡届等により、死亡年月日に入力ミスがないかなどを確認し、次の 2 点を後記 3 に基づき実施すること。

ア 石綿による肺がん又は中皮腫により、療養補償給付又は休業補償給付の支給決定を受けた後に遺族補償給付の請求又は支給決定がなされているかを確認し、請求又は支給決定がされている場合には被災労働者の死亡年月日を入力すること。

イ 遺族補償給付の支給決定がなされており、既に死亡年月日が入力されている場合

には、当該年月日を精査すること。

(3) 入力事項等

リストは、入力内容に応じて、セルの背景色等が変化するように設定しているため、次のア～ウに留意して、入力・訂正等を行うこと。

ア リスト項目7～18において、セルの背景色が「紫色」となっているものについては、必ず入力又は訂正すること（合理性のある入力がされた場合は、「紫色」が消える設定となっている。）。

必ず入力又は訂正を要する内容は、例えば、①年月日（死亡日、請求日等）が未来の日付となっているもの、②決定されているにもかかわらず、決定日の入力が行われていないもの、③請求日が決定日より後の日付になっているものなどである。

イ リスト項目7～18（項目におけるセルの背景色が「黄色」となっている箇所）については、確認の上、必要に応じて入力・訂正等を行うこと。

ウ リスト項目1～6については、入力・訂正等は不要である（当該セルについて変更しないこと。）。

3 死亡年作業用リストに対する作業

リストの各項目については、必ず調査復命書及び戸籍謄本（抄本）、死亡届等に基づき、次の要領により、内容を精査すること。

リストにおける既入力データを訂正する場合は、訂正箇所を赤字で入力すること。

(1) 生年月日【リスト項目7】

戸籍謄本（抄本）の正確な情報に基づき、リスト項目4における認定者の生年月日を入力すること。

(2) 性別【リスト項目8】

認定者が男性の場合は「1」、女性の場合は「2」を入力すること。

(3) 死亡年月日【リスト項目9】

ア 死亡届、死亡診断書等の正確な情報に基づき、入力すること。

イ 遺族補償給付の支給決定を行っているものは、必ず入力すること。

ウ 遺族補償給付が不支給のもの、遺族請求がなされているが未決定のものは、把握できないものを除き、死亡年月日を入力すること。

エ 遺族補償給付の請求がされていないが、死亡年月日を把握している場合には、当該死亡年月日を入力すること。

(4) 遺族請求年月日【リスト項目 12】、遺族決定年月日【リスト項目 15】

ア 療養補償給付又は休業補償給付の支給決定を受けた者について、その後遺族補償給付の請求及び決定がなされていないかを確認の上、入力すること。

イ 未来の日付、整合性が取れない過去の日付等誤った日付が記載されている場合には、修正すること。

ウ 3月に決定されたものについては、決定年月日の入力漏れに注意すること。

(5) 遺族補償給付の決定状況【リスト項目 17】

平成 20 年 3 月末現在における遺族補償給付の決定の状況等を次の区分により入力すること。

なお、平成 20 年 4 月以降に決定されたものについては、「未決定」とする点に留意すること。

決定の状況等の区分	入力する数字
支給決定	1
不支給決定	2
未決定	3
未請求	9

(6) 遺族決定時の疾病名【リスト項目 18】

遺族補償給付決定した事案について、死亡原因として監督署長が認定した疾病名を次の区分により入力すること。この場合、併発疾病又は付随疾病により死亡した場合には、原疾病たる「肺がん」又は「中皮腫」として入力すること。

また、当初の療養補償給付又は休業補償給付の支給決定を受けた疾病名と異なる場合がある点に留意すること。なお、「その他」は不支給決定以外には該当しないことに留意すること。

遺族決定時の疾病区分	入力する数字
肺がん	1
中皮腫	2
その他	3

4 注意事項

リストのエクセルの形式等を各局において変更しないこと（セルの結合、行、列等の挿入・削除等。）。

5 本省への提出

上記3の作業を実施後、「死亡年作業用リスト」を電子メールにて、本年9月19日(金)までに提出すること。

電子メールにあつては、本省の発信元あてメールにて返信すること(担当者個人のメールアドレスあてには返信しないこと。)

6 本省照会先等

- (1) 本作業に係る疑義照会については、認定業務第2係(担当 辻、大井、東川)まで電話又はファクシミリにより行うこと。
- (2) 本省へのリスト提出後にデータの訂正、削除、追加入力の必要が生じた場合には、認定業務第2係まで速やかに電話連絡をすること。

7 今後の作業

本省において肺がん及び中皮腫の認定者の死亡年を集計することとしている。今後、今回指示をしなかった決定年度に係る事案も含め、局あてに照会を行う場合がある点に留意すること。

なお、集計作業については、労災管理課が窓口となる。

8 情報管理の徹底

今回、内容を精査・確認するリストや、作業内容については、局における情報管理の徹底を図ること。

特に来庁者のある執務室においては、次の(1)から(3)に留意すること。

- (1) 離席の際に作業中のリスト等を机上に放置することなく、所定の保管場所に保管すること。
- (2) コピー機やプリンターの周辺にリスト等を放置しないこと。
- (3) パソコンによりリストの訂正作業を行う職員を特定し、電子媒体の保管場所も特定すること。